平成21年5月15日

各　位

会 社 名　**ラサ商事株式会社**
代表者名　代表取締役社長　井 村　周 一
（コード番号3023 東証第一部）
問合せ先　執行役員経営企画室長 大 岡　隆
（TEL:03-3668-8232）

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を、平成21年6月26日開催予定の第107期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行（いわゆる「株券電子化」）されたこと等に伴い、以下のとおり変更を行うものです。

（1）　決済合理化法第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第8条（株券の発行）および第10条（単元未満株券の不発行）を削除するものです。

　ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録にかかる事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものです。

（2）　決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、現行定款第11条（単元未満株式についての権利）および第13条（株主名簿管理人）から、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものです。

（3）　増員または補欠として選任された取締役の任期を、他の在任取締役の任期と合わせる規定は、取締役の任期が1年の場合、不要な規定であるため、現行定款第23条（取締役の任期）第2項を削除するものです。

（4）　その他、上記変更に伴う定数の繰り上げを行うものです。

2．日程

（1）取締役会決議日	平成21年5月15日（金曜日）
（2）定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日（金曜日）
（3）定款変更の効力発生日	平成21年6月26日（金曜日）

３．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第８条（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。	削除
第９条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100 株とする。	第８条（単元株式数） （現行どおり）
第 10 条（単元未満株券の不発行） 当会社は、第８条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	削除
第 11 条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第９条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）　（現行どおり） （２）　（現行どおり） （３）　（現行どおり）
第 12 条（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第 10 条（株式取扱規則） 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第 13 条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	第 11 条（株主名簿管理人） （現行どおり） ２．（現行どおり） ３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第 14 条（招集）～第 22 条（取締役の選任） （条文省略）	第 12 条（招集）～第 20 条（取締役の選任） （現行どおり）
第 23 条（取締役の任期） 当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了の時までとする。	第 21 条（取締役の任期） 当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
第 24 条（代表取締役および役付取締役）～第 42 条（配当の除斥期間） （条文省略）	第 22 条（代表取締役および役付取締役）～第 40 条（配当の除斥期間） （現行どおり）
（新設）	附則 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。 第２条　前条および本条は、平成 22 年１月５日まで有効とし、平成 22 年１月６日をもって前条および本条を削除するものとする。

以　上